

議案第 5 6 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 2 3 年 8 月 2 9 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表体育指導委員の項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。